

# 新型コロナウイルス感染症への 対応に関する緊急要請

令和2年4月

北海道  
札幌市

国においては、4月11日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛要請について、「緊急事態宣言」の対象に指定した7都府県だけでなく、全国に拡げることが決定され、これを受け、北海道及び札幌市においても、直ちに道内における繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促したところです。

こうした措置は、感染症の拡大防止に効果がある一方、道内の多くの事業者は、既に来店者の減少による打撃を受けており、また、資金力も弱く、支援が遅ければ、倒産や廃業の恐れも生じているところです。

全国知事会では、事業活動の自粛等を要請する場合には、国による営業損失の補償が必要であると提言しており、北海道及び札幌市としても、事業者が安心していただけるよう、強力かつ実効性のある対策を講じていただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 国の基本的対処方針に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛の要請がなされていることを踏まえ、こうした飲食店等が休業した場合には、国の責任の下、補償を行うこと
- 2 すすきの地区における感染拡大防止の取組について、全国の繁華街等における感染症対策のモデルとなるよう、引き続き検討を進めるとともに、影響を受けている道内事業者等に対し、総合的な経営支援策を講じること

令和2年4月13日

北海道知事 鈴木 直道  
札幌市長 秋元 克広